

防衛省による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査 (コンター見直し作業)に関する意見書

防衛省は、平成17年度から嘉手納基地周辺のうるささ指数(W値)分布の見直しも視野に入れた同基地飛行場周辺の騒音測定調査を28年ぶりに開始しているが、コンターの境界の範囲の縮小、助成対象区域が縮小される懸念があり看過することはできない。同省は既に米軍横田基地周辺の住宅防音工事助成対象区域が5,000ヘクタールから、約2,500ヘクタールへ半減させるという全国では初めて助成対象区域を縮小するなど、嘉手納基地周辺においても縮小される恐れがあり懸念をいただくものである。嘉手納基地から発する爆音はF15戦闘機や空中給油機を始め外来機等の訓練等々で爆音は異常な程激化をし、市民の怒りは頂点に達している。

騒音は、むしろ現在のコンター境界線よりも嘉手納基地周辺いたるところに拡大をしており、現在の助成対象区域をさらに見直し拡大すべきである。復帰後「防衛施設局周辺の生活環境等に関する法律」に基づき、住宅、学校、病院等の防音工事の助成制度が実施されてきたが、現在においても抜本的な爆音被害の解消にいたっておらず今回のコンターの見直し調査により、現在の防音助成対象となるW値75以上の区域が縮小見直しされると市内小中学校の防音工事や住宅防音工事等さらに本市経済の活性化にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

よって、うるま市議会は、防衛省による米軍嘉手納基地周辺騒音測定調査とコンター見直し作業に対し、下記事項について強く要請する。

記

1. 嘉手納基地周辺での航空機騒音調査の結果と騒音測定器の設置場所(住所)を明らかにし、周辺自治体と地域住民に充分説明を行うこと。
2. 現在の防音助成対象区域より縮小することなく、その区域をさらに見直し拡大すること。
3. コンター境界線について客観的、科学的な分析の上、矛盾のない住民の意見が反映された見直しをすること。
4. 騒音対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月27日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣

防衛省大臣

沖縄防衛局長